

# 令和4年第1回 富良野広域連合議会定例会報告

令和4年第1回富良野広域連合議会定例会が2月9日に開催され、連合長から行政執行方針が述べられた後、補正予算案、新年度予算案、条例等の改正が原案のとおり可決されました。

令和3年度一般会計補正予算  
歳入歳出それぞれ5146万8千円を減額  
《歳入》  
・市町村負担金 △5082万8千円  
・使用料及び手数料(放牧料金ほか) 144万円  
・財産収入(物品売払収入ほか) 7万1千円  
・諸収入(社会および労働保険料ほか) △135万1千円  
・連合債(消防水施設整備事業債) △80万円  
《歳出》  
・議会費(議会費) △87万3千円  
・報酬、負担金などの減  
・総務費(総務管理費ほか) △135万4千円  
・職員手当等、旅費の減、負担金の増減  
・衛生費(清掃費) △723万円  
・燃料および光熱水費、手数料などの減

令和4年度一般会計予算  
歳入歳出総額をそれぞれ2億9461万3千円とする(前年度比2億2848万2千円増)。  
・農林業費(農業費) △265万6千円  
・会計年度任用職員報酬などの減、器具購入費などの増  
・消防費(消防本部費) △87万4千円  
・旅費などの減、負担金の増  
・消防費(常備消防費) △2284万4千円  
・各種手当、旅費などの減、燃料および光熱水費などの増  
・消防費(非常備消防費) △1307万4千円  
・団員の費用弁償、旅費などの減、燃料および光熱水費などの増  
・消防費(消防施設費) △201万9千円  
・修繕料の増、車両購入費など執行残の減  
・教育費(保健体育費) △46万4千円  
・会計年度任用職員報酬などの減、燃料および光熱水費などの増  
・公債費(公債費) △8万円

内訳は次のとおり。  
※「前年度比」は令和3年度当初予算額との比較(千円増)。

(単位：千円)

歳入区分	金額	前年度比	歳出区分	金額	前年度比
分担金及び負担金	2,045,217	92,144	議会費	3,096	△74
使用料及び手数料	35,124	△422	総務費	49,103	2,208
財産収入	2,892	781	衛生費	271,118	10,423
寄附金	1	0	農林業費	72,233	7,109
繰越金	1	0	消防費	1,486,856	182,843
諸収入	257,121	35,722	教育費	501,685	29,025
連合債	103,000	49,000	公債費	107,522	△3,052
国庫支出金	51,257	51,257	予備費	3,000	0
歳入合計	2,494,613	228,482	歳出合計	2,494,613	228,482

- 条例の改正
  - ・富良野広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 規則の改正
  - ・富良野広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 規約の改正
  - ・上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約
- 専決処分報告
  - ・自動車事故の損害賠償及び和解について
- ※その他会議に付した案件
  - ・監査委員報告 例月出納検査結果報告(令和3年度9月分~12月分)
  - ・令和3年度定期監査報告

富良野広域連合事務局  
☎0167(39)1221

## 年金の受給開始時期の選択肢が拡大します

年金の受給開始時期は、自身の希望により60歳から70歳の間で選択することができましたが、就労状況等に合わせて、より柔軟に選択できるよう、令和4年4月1日より見直されます。

①繰り下げ受給の上限年齢の引き上げ  
【70歳から75歳へ】  
これまで…  
65歳より後に受給開始(繰り下げ受給)を希望する場合、70歳まで月単位で支給開始時期を選択可能。年金額は1月あたり0.7%増額されるため、70歳まで繰り下げした場合、65歳時点と比較して42%増額となりました。

②繰り上げ受給の減額率の変更  
【0.5%から0.4%へ】  
これまで…  
65歳より前に受給開始(繰り上げ受給)を希望する場合、60歳まで月単位で支給開始時期を選択可能。年金額は1月あたり0.5%減額されるため、60歳から繰り上げて受給すると、最大30%減額されました。

令和4年4月以降  
受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。  
引き続き、年金額は1月あたり0.7%増額されるため、75歳まで繰り下げた場合には、65歳時点と比較して84%増額となります。  
対象となる方  
令和4年3月31日時点で70歳未満の方(昭和27年4月

令和4年4月以降  
繰り上げ受給の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に変更されます。  
60歳から繰り上げて受給すると、最大24%減額になります。  
対象となる方  
令和4年3月31日時点で60歳未満の方(昭和37年4月2日以降生まれの方)。  
※令和4年3月31日時点で60歳以上の方は、令和4年4月1日以降も1月あたり0.5%の減額率が適用されます。

岡住民課戸籍担当  
☎0167(56)2123



## お住まいをお探しの方、いませんか？

占冠村への移住や定住を希望する方に、空き家や空き地の情報を提供する空き家バンク制度があります。ご登録いただいた空き家等の情報を村のホームページ等で紹介することによって「売り(貸し)たい人」と「買い(借り)たい人」を結びつける仕組みです。  
昨年は空き家2件、空き地3件の登録がありました。物件の詳しい情報を知りたい方は、この制度を利用するための申請等が必要となります。担当までお問い合わせください。

岡住民課企画担当  
☎0167(56)2124



- ①住宅および土地(売却希望)
- 住所 勇払郡占冠村字中央
  - 構造 木造2階建て
  - 建築年 平成6年
  - 延床面積 116.64平方メートル
  - 敷地面積 490.58平方メートル

- ②住宅および土地(売却希望)
- 住所 勇払郡占冠村字中央
  - 構造 木造1階建て
  - 建築年 平成元年
  - 延床面積 86.12平方メートル
  - 敷地面積 396.00平方メートル

